

標題

ベトナム籍船の消火設備の保守・点検及び試験について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0512
発行日 2003 年 4 月 1 日

各位

ベトナム政府より、同国籍船舶の消火設備の保守・点検及び試験について、以下の通り指示がありましたのでお知らせ致します。

1. 消火器及び持運び式泡放射器

- (1) 消火器及び持運び式泡放射器は整備業者により 12 ヶ月を超えない間隔で整備を受ける。
- (2) 消火器の消火剤は次の通り取替える。
 - (i) 泡: 12 ヶ月
 - (ii) 粉末: 5 年を超えない間隔で製造者の指示による
 - (iii) CO₂: 消火剤の検量を 12 ヶ月を超えない間隔で行い、充填重量が製造者が定める規定の 90%未満の場合には再充填する。
- (3) 持運び式泡放射器の泡原液は 2 年を超えない間隔で取替える。
- (4) 全ての持運び式消火器及び移動式消火器は製造後 10 年ごとに水圧試験を行う。試験結果を記録するとともに、適切に試験が行われた場合には消火器に試験日を記載する。

2. 固定式消火装置

- (1) 固定式消火装置は整備業者により 24 ヶ月を超えない間隔で整備を受ける。整備結果は、SE 定期的検査時に検査員に提出できるように記録する。
- (2) 上記(1)の整備の時、CO₂ 或いはハロンの充填重量が製造者が定める規定の 90%未満の場合には再充填する。
- (3) 固定式泡消火装置の泡原液はタンクへの充填後 5 年後に泡分析を行い、それ以降は 12 ヶ月を超えない間隔で行う。この分析は認められた試験所で行う。分析結果は、SE 定期的検査時に検査員に提出できるように記録する。
- (4) 固定式 CO₂ ガス消火装置の CO₂ 容器は 10 年を超えない間隔で水圧試験を行う。各試験時には、全容器のうち少なくとも 10%に対して行う。この場合、水圧試験に供される容器は前回に試験に供されたものとは異なるものとするよう注意を払う。もし、1本でも欠陥が発見されたら、残り全ての容器に対して水圧試験を行う。
- (5) CO₂ 容器を再充填する際、過去 10 年間水圧試験を行っていない場合には、CO₂ 容器の再充填は水圧試験後に行う。
- (6) 水圧試験日を CO₂ 容器に記載する。
- (7) 固定泡消火装置の泡原液の交換時には、最大 10 年を超えない条件の下、内部点検及び水圧試験を行う。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

3. 固定式火災探知警報装置
固定式火災探知警報装置は整備業者により24ヶ月を超えない間隔で整備を受ける。整備結果は、SE 定期的検査時に検査員に提出できるように記録する。
4. 消防員装具及び非常脱出用呼吸具
 - (1) 消防員装具及び非常脱出用呼吸具は整備業者により 24 ヶ月を超えない間隔で整備を受ける。整備結果は、SE 定期的検査時に検査員に提出できるように記録する。
 - (2) 消防員装具用自蔵式呼吸具及び非常脱出用呼吸具の空気ボトルは 5 年を超えない間隔で水圧試験を行う。
5. 整備業者
“整備業者”とは、消火設備の整備を行うことを、政府機関、IACS 或いは同等な機関により認められたところを意味するものとする。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター検査技術部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2027 / 2028
Fax: 03-5226-2029
E-mail: svd@classnk.or.jp